令和２年１月１０日

**令和元年度**

**携帯電話フィルタリングサービス利用率調査結果報告書**

三重県では、平成27年度から携帯電話のフィルタリングサービスの利用率に関する調査を行い、調査結果を取りまとめています。本調査は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるように、青少年が使用する携帯電話へのフィルタリング利用率向上に資するために実施しているものです。調査結果のポイントは、以下のとおりです。

**●契約時のフィルタリングサービス利用率は６７．４％と昨年に比べ５．６ポイントの減少**

調査に協力いただいた携帯電話販売店での携帯電話の契約件数（青少年が使用するものに限る）は８１６件あり、そのうち５５０件（６７．４％）がフィルタリングサービスを利用していました。平成30年度の調査結果に比べてフィルタリングサービスの利用率が５．６ポイント減少しました。

なお、MVNO（他者のインフラを借りてサービスを提供している事業者）を加えた契約件数は８４９件あり、そのうち５７２件（６７．４％）がフィルタリングサービスを利用していました。

**●契約時に利用していたフィルタリングサービスの解除申出件数は５０件**

　調査期間中に、携帯電話販売店を訪れ、契約時に利用していたフィルタリングサービスの解除を申し出た件数は５０件でした。

**●フィルタリングサービスを解除した主な理由は、「利用したいＳＮＳ、サイトに接続できない」**

　既に携帯電話を使用している方が、本調査期間中にフィルタリングサービスの利用の解除を行った主な理由は、「利用したいサイトに接続できない」「LINE、twitter、facebook等のＳＮＳが利用できない」や「保護者管理のもと使用させる」でした。

**●フィルタリングサービスの普及には、保護者の理解が重要です**

　携帯電話販売店からは、フィルタリングサービスの普及のための課題として、保護者のフィルタリングサービスへの理解が重要といった意見が多く寄せられました。

今後も引き続き、ネット被害の現状やフィルタリングサービスに関する正しい理解に向けて、保護者や青少年に対して、広く周知を行います。

三重県子ども・福祉部 少子化対策課

**【調査概要】**

（１）調査対象：三重県内携帯電話販売店　277店舗

（２）調査期間：令和元年10月16日（水）から10月31日（木）まで（16日間）

（３）回 答 数：273店舗（無回答4店舗）

**【調査結果】**

１　青少年が使用する携帯電話契約数

　　調査期間中に青少年が使用する携帯電話として契約された件数は849件でした。

これは１日あたりにすると、約53件となります。

２　フィルタリングサービス利用率

調査期間中に契約された青少年が使用者となる携帯電話について、フィルタリングサービスを利用した件数は572件であり、フィルタリングサービス利用率は67.4％（前年比‐5.6％）でした。

なお、地域別の利用率は、次のとおりでした。

契約H30 　　　414件　　 204件　　 　　60件　　 99件　　　　 16件　　 　　 　793件

件数R元 　　　441件　　 247件　　 　　75件　　 67件　　　　 19件　　 　 　 849件

※北勢地区：四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町

　中勢地区：津市、松阪市、多気町、明和町、大台町

　　　　　南勢志摩地区：伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町

　　　　　伊賀地区：名張市、伊賀市

　　　　　東紀州地区：尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

３　契約時に利用していたフィルタリングサービスの解除

　調査期間中に携帯電話販売店を訪れ、契約時に利用していたフィルタリングサービスの解除の手続きを行った件数は50件でした。

　　なお、その理由について、回答のあった主なものは、次のとおりでした。

・利用したいサイトに接続できない。

・フィルタリングの必要性を感じない。

・常時許可を求められることに面倒を感じている。

・LINE、twitter、facebook等のＳＮＳが利用できない。

・利用したいサービスや機能が使えない。

・フィルタリングの設定変更が面倒。

・保護者がきちんと管理するから不要。

４　携帯電話販売店からの主な意見

　　携帯電話販売店のフィルタリングサービスを普及する方法や課題等に関する主な意見は、次のとおりでした。

・保護者のフィルタリングに対する知識、意識の向上が必要である。

　・フィルタリングを設定していなかったために被害にあった実例等の紹介。

　・フィルタリングを設定した場合に携帯電話の使用にどのような制限がかかるのかやフィルタリングを設定してもカスタマイズ機能等でサービスを使えることを利用者に明確に伝える。

・フィルタリングの設定等の簡素化

・WEB広告やテレビでの啓発活動を強化する。

５　今後の主な取組

下記の取組のほか、教育委員会や警察、事業者とも連携し、フィルタリングサービスの利用率向上や、携帯電話（スマホ）・インターネット利用等にかかる家庭内のルールづくりが進むように取り組みます。

また、フィルタリングサービスを解除する理由として、「利用したいサイトに接続できない」、「ＳＮＳが利用できない」が挙げられていました。

フィルタリングサービスにより閲覧が制限されているサイトでも、必要なサイトのみ閲覧制限を解除し閲覧することができます。

フィルタリングサービス普及のためには、保護者によるフィルタリングサービスの機能や必要性の理解が重要となるため、一層の周知に努めます。

※閲覧制限の一部解除等の詳細については、各携帯電話事業者の提供するサービスによります。

（１）保護者・地域・学校向け

ア　小・中学生の保護者向けリーフレットの配布

　　　イ　街頭啓発

　　　ウ　保護者等への研修等

エ　ＰＴＡ、校長会、私学協会等学校関係者への周知

（２）携帯電話事業者向け

ア　携帯電話事業者や販売店へのリーフレット配付

イ　携帯電話事業者、教育委員会、警察等関係者との情報共有

ウ　携帯電話販売店への立入調査の実施（年２回予定）

＜参考＞　三重県青少年健全育成条例（抜粋）

（フィルタリングサービス不要申出に係る書面等の提出等）

第18条の７　保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条第１項ただし書の規定による申出をするに当たつては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第２条第８項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下この条、次条第１項及び第18条の10第２項において同じ。）に対し、保護者が、使用者となる青少年の携帯電話インターネット接続役務（青少年インターネット環境整備法第２条第７項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下この条において同じ。）の利用状況を適切に把握する等により、当該使用者となる青少年が青少年有害情報を閲覧することがないようにすることその他規則で定める事項を記載した書面又は記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）を提出しなければならない。

２　携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定による書面又は電磁的記録の提出があつたときに限り、青少年インターネット環境整備法第２条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービス（次項において「フィルタリングサービス」という。）の提供を伴わない携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。

３　携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定によりフィルタリングサービスの提供を伴わない携帯電話インターネット接続役務を提供する契約（次条第１項において「携帯電話インターネット接続契約」という。）を締結したときは、規則で定めるところにより、第一項の規定により提出された書面、電磁的記録若しくはその写しを保存し、又は当該書面に記載された事項を記録し、これを保存しなければならない。

（青少年有害情報フィルタリング有効化措置不要申出に係る書面等の提出等）

第18条の８　保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定による申出をするに当たつては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下この条及び次条第１項において「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）に対し、青少年インターネット環境整備法第16条第１項に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置（以下この条において「青少年有害情報フィルタリング有効化措置」という。）を講ずることを希望しない理由その他規則で定める事項を記載した書面又は記録した電磁的記録を提出しなければならない。

２　携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定による書面又は電磁的記録の提出があつたときに限り、青少年有害情報フィルタリンング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等をいう。次項において同じ。）を販売することができる。

３　携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等を販売したときは、規則で定めるところにより、第１項の規定により提出された書面、電磁的記録若しくはその写しを保存し、又は当該書面に記載された事項を記録し、これを保存しなければならない。